八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　18500
定価　一部五円

九月定例市会

講堂建設と風紀取締

追加予算

一般　四千二百七十七万円
特別　一千六十九万円

当市九月定例市会は去る二十一日に開会、市職員定数条例中一部改正の件ほか十二議案を上程し、市公平委員会の委員を任命するについて同意を求める件など四議案を原案可決した。ついで各委員会で夫々の附託議案を審議し、三十日に再び本会議を開き、全議案は夫々原案可決した。

本市会にて追加更正された予算額は一般会計に四二、七七二、三八七円特別会計上水道事業費に七、六四九、二一八円同じく病院事業費には三、〇四六、五〇〇円である。また市会開会当初の市長挨拶および各委員会に於ける附託議案の審議要領は別項の通り。

市長挨拶

今次定例市会は本年度下半期の市政執行を前にして、その後の社会的、経済的推移により、当初計画に若干の変更を加える要ある案件をとりまとめてご審議願い、これにより、より時期に即した市政運営を期せんとするものであります

飛行場問題

先ず今回の在日米軍による突然の大正飛行場再使用により、我国の既設基地にていろいろの事件をひき起してきている風紀上並びに相互のトラブルなどの問題を考えるとき本市にても、かかる事態を防止するため、在日米軍との間に、円滿な意思の疎通を図ると共に、適切な措置を講ずるため、「風紀取締に関する条例」を制定し、警備力を整え、市民の精神的な安定が得られるよう必要な予算措置を講じたものであります。

講堂建設問題

次に懸案の学校講堂建設問題は、その財源につき種々苦慮して来たのであるが、現在では、本工事に起債又は補助金等の途が一切閉ざされており、講堂建設はあくまでも自力による以外に途なく、本市の如く、自己財源の過少な所ではまことに、困難事であることは、ご想像願えるものと思います。然し、この問題は、何れの日にかその着工が不可避的なものでありますので、今回、本年度の平衡交付金が増額され、滞納分の税財源が、一般事業費に充当される見込みのついた時に、これを予算化し市民の、絶大なご協力を得てこれを実現出来るよう、予算の補正をしたのであります。

その他の新規事業

又その他一般的行政執行の面も法令、条例等の改正と新規公共事業等の認証により、事業および経費の増加が生じてきましたので、これを吟味し、緊急度に応じて、予算に追加計上しました。かかる市費負担事務、事業の増加は必然的に市民のご負担にまつことになりますが、極力市民の負担が増加せぬよう、市税条例の限度で調整するつもりでおります。従つて税の徴収には、滞納が出来るようでは、市民生活と直接関係ある新規事業の執行が、円滑に参りませんので、今回の予算では、現在調定出来る見込みの税を財源に予算に計上した次第で、この点市民各位の十二分なご理解とご協力を、希いたいものであります。

特別会計事業

なお、特別会計の水道病院事業についても、その後の規模の変化に即応して、関係予算の補正を行い下半期の運営の円滑を期したのであります。

以上の如く特に本定例市会は下半期の市政方針を決定する重要案件が山積しておるのであります。

人権擁護相談日

十月二十一日　午後二時―四時
ところ　竹渕出張所
あなたは人権を犯されていませんか
すぐご相談においで下さい。

条例

第一五号

市職員定数条例中改正条例

第二条を次のように改める。

第二条　地方自治法第百三十八条第六項の規定による議会の事務局の職員の定数は左のとおりとする。

一、事務局長　一人
二、書記　三人
三、その他の職員　三人
計　七人

附則

この条例は公布の日から施行する

第一六号

報酬及び費用弁償条例中改正条例

第二条中
市会議長　月額「一三、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に
市会副議長　〃　「一一、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に
市会議員　〃　「八、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に
教育委員会委員　〃　「六、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。
常任委員　月額「一、〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し昭和廿八年四月一日より適用する

第一七号

旧八尾町有給吏員退隠料に関する特別措置条例中改正条例

別表内を次のように改める。

退隠料年額計算の基礎となつた給料年額　一、五〇〇円
昭和二十三年十月以降仮定給料年額　二九、七六〇円
昭和二十五年一月以降仮定給料年額　六三、五〇四円
昭和二十六年一月以降仮定給料年額　八二、八〇〇円
昭和二十六年十月以降仮定給料年額　九六、六〇〇円
昭和二十八年一月以降仮定給料年額　一一五、二〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行し昭和廿八年一月一日から適用する

第一八号

市役所出張所設置条例中改正条例

第二条を次のように改める。

第二条　出張所の名称、位置および所管区域は次のとおりとする。

市役所龍華出張所
（大字太子堂二三一）
龍華地区中竹渕校地区を除く地区一円、但し、渋川、今井線以北の字「安中」地域を除く。

同久宝寺出張所
（大字久宝寺二三三五の一）
久宝寺地区一円但し、平野、中高安線以北の字「安中」地域および関西線以北の字「亀井」地域を含む。

同西郡出張所
（西郡九七一）
西郡地区一円

同大正出張所
（大字太田一三一の二）
大正地区一円

同山本出張所
（大字山本二一九の一）
大字山本、大字中野、大字小坂合地区一円

同竹渕出張所
（大字竹渕四六の三）
竹渕校地区一円

附則

この条例は、昭和廿八年十月一日から施行する。

第一九号

自動車運転免許証手数料条例中改正条例

第一条第二項の別表を第一表のように改める。

第一表

手数料別＼免許の種類	普通免許	特殊免許	小型免許	原動機付自転車	仮運転免許
交付手数料	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
再交付手数料	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円

備考　道路交通取締法施行令第五十条第四項の規定により、一の免許証に他の免許に係る事項を併記した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とみなす。

附則

この条例は、公布の日から施行し昭和廿八年九月一日より適用する

第二〇号

市警察事務取扱手数料条例中改正条例

第二条第二十四号１中「一〇〇円」を「二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し昭和廿八年九月一日より適用する

第二一号

市警察基本条例中改正条例

第十三条中、警察吏員「九十三名」を「百三名」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する

第一三八号

市風紀取締条例

（目的）
第一条　この条例は、売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）
第二条　この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

（勧誘行為等の禁止）
第三条　売春の目的をもつて、街路、その他公の場所において他人の身辺につきまとつたり又は相手方を誘つた者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

２　売春の周旋をする目的で前項の行為をした者は、六ケ月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

（教唆、ほう助行為等の禁止）
第四条　前條の行為をさせることを目的として行為者に対する煽動、便宜の供与、経済的援助、指導的役割、取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六ケ月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

（常習者加重）
第五條　常習として第三條第二項および前條の行為をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から施行する

議案第五五号

市公平委員会の委員を任命するについて同意を求める

（原案同意）

左記の者を八尾市公平委員会の委員に任命するについて議会の同意を求める。

記

住所　大字今井三八
氏名　村尾静明
生年月日　明治十六年十二月十五日
職業　無職

議案第五六号

不動産寄附収受の件

左記の不動産を次のように収受する。

（原案可決）

記

一、不動産の表示
字東ア代一、一八〇ノ二番地
田　五畝二十四歩
〃一、一八一ノ二番地
田　五畝十一歩
〃一、一八二ノ二番地
田　六畝二十二歩
計　一反七畝二十七歩

一、右不動産の所有者
市立西郡保育所後援会（但し登記名義人　泉谷金士岐）

一、不動産の表示
字東ア代一、一八二ノ一番地
田　六畝二十二歩の内一畝四歩

一、右不動産の所有者
八尾市一、一四一ノ三番地
日下アキ

議会の動き

九月十四日　全体協議会開催、協議事項　阪神飛行場問題

九月十五日　厚生委員会開催
協議事項
1、身体障害者の健康保険並に診療
2、遺家族靖国神社参拝
3、西郡保育所敷地寄付収受

九月十六日・本市において大阪府市議会議長会役員会開催

九月十九日　議会運営委員会開催
九月二十一日より開催の定例会の日程などにつき協議

九月二十一日　定例市議会第一日
本日議決された議案は次の通り
議案第四九号、旧八尾町有給吏員退隠料に関する特別措置条例中一部改正の件
議案第五一号　自動車運転免許証手数料条例中一部改正の件
議案第五二号　市警察事務取扱手数料条例中一部改正の件
（以上原案可決）
議案第五五号　市公平委員会の委員を任命するについて同意を求める件
（原案同意）
議案第四七号、四八号、五〇号五三号、五四号、五六号、五七号、五八号、五九号は夫々関係委員会に付託

九月二十四日　経済委員会
協議事項
1、本委員会に付託された追加更正予算
厚生委員会
協議事項
1、本委員会に付託された追加更正予算
2、不動産寄付収受の件

九月二十五日　建設委員会
協議事項
1、本委員会に付託された一般会計中土木課の追加更正予算及び特別会計上水道費の追加更正予算

九月二十六日　警消委員会
協議事項
1、本委員会に付託された市警察基本条例中一部改正の件
2、市風紀取締条例制定の件
3、追加更正予算の件
文教委員会
協議事項
1、本委員会に付託された追加更正予算

九月二十八日　財政総務委員会
協議事項
本総務委員会に付託された
1、市職員定数条例中一部改正の件
2、市報酬及び費用弁償条例中一部改正の件
3、市役所出張所設置条例中一部改正の件
4、追加更正予算の件

九月三十日　定例市会第二日
午後一時より開催され経済、厚生、警消、文教、財政総務の各委員長より別掲の通り委員会報告あり引きつづき各議案の審議に入り次の議案が議決された
議案第四七号、市職員定数条例中一部改正の件
議案第四八号、市報酬及び費用弁償条例中一部改正の件
議案第五〇号、市役所出張所設置条例中一部改正の件
議案第五三号　市警察基本条例中一部改正の件
議案第五四号、市風紀取締条例制定の件
議案第五六号、不動産寄付収受の件
議案第五七号、本年度一般会計歳入歳出追加更正予算の件
議案第五八号　本年度特別会計上水道事業費歳入歳出追加更正予算の件
議案第五九号　本年度特別会計病院事業費歳入歳出追加更正予算の件
（以上原案可決）

唐津市議会議員本市市立病院施設視察のため来庁す。

保育所改築と病院整備

厚生委員會

議案第五十六号不動産寄附収受の件は西郡保育所改築の為めの敷地及び通路の寄附の申出で、この土地の位置は適当であるが相当の埋立を必要とし五百坪余の内約二百坪を市にて土盛りし、残り三百余坪は地元に於て来年三月までに完全に土盛りする由確約されたので原案通り収受を承認した。

又議案第五十七号一般会計追加更正予算の内社会及び労働施設費百三十四万八千三十二円の追加で専任の福祉事務所長の就任による職員給及び手当。生活扶助費中施設収容扶助費は基準改訂による経費増加、保育所費、遺家族靖国神社参拝補助金等の必要止むなきもののため承認した。保健衛生費は職員旅費の不足分八万円の追加であり、これも承認した。

次ぎの議案第五十九号特別会計病院事業費追加更正予算は三百四万六千五百円の追加で本館完成後の附帯工事で早急整備を要する諸工事、自動火災報知装置費、看護婦宿舎の買収、病院企業債の償還及び利子の追加等病院管理上必要上了承したが独立採算制の必要上これが財源については、病院の患者増加による自然増収、ベツト七床の増加に伴う増収で充てるが、なお所要額に不足するので電話公債券の売却代三十四万三千円も財源として補つている。

収入内容も詳細に質疑検討したが統計的に見通しもあり、院長より収入の確保に努力するとの強い申出でがあり、今回の追加更正予算は承認した。

災害対策と農地改良

経済委員會

審議に当り先ず理事者に百九十六万七千三百円の追加予算案の内容につき詳細なる説明を求めた。

才入面においては五十五万一千二百円の国庫補助と、府の補助金三十四万九千八百円と外に一般才入百六万六千三百円でもつて構成されており、農業委員会費に四万円、農業費に七千五百円農業会館費に五万四千六百円、土地改良費に八十八万一千円、耕地災害復旧費に九十八万四千二百円の才出予算が編成されている。

農業委員会費については府の補助金全額がその補助目的たる農地の交換分合に要する事務経費に計上され、農業費の七千五百円と農業会館費の五万四千六百円については、いずれも経常経費の不足と新しく農業会館に暗幕を施設し幻燈機による生産指導などに必要な経費なものと承認した。

又土地改良費の八十八万一千円は多年の懸案であつた久宝寺市場前水路の工事と、菅振水路の改修工事並びに西郡水路の函渠工事費でいずれも府の認証を受けた工事である。

次に耕地災害復旧費九十八万四千二百円は、二十四年度災害復旧事業として平野川護岸工事、二十五年度災害工事として北木本護岸工事、二十七年度災害復旧事業として平野川、楠根川の護岸復旧事業と玉串川の復旧事業費で、いづれも国並びに府の下半期における事業の認証になるものであり、予算の内容からしてその積算の根拠も正確であるので承認をした。

風紀取締と警備擴充

警消委員會

議案第五十三号「市警察基本条例中一部改正の件」は警察吏員十名を増員して現在の九十三名を百三名にする案であるが、当委員会としては定員増加に関し現定員の配置状況及び機動力の整備により人員の高率的運営の面から検討し各委員より活潑な質疑があり本案を諒承した。

次に議案第五十四号「市風紀取締条例制定の件」は審議に先だち「風紀 取締条例 制定の可否」について総括的に意見の交換を行つたが現状において本市の風俗の維持の立場からこの条例の必要なことに意見の一致を見た。

次いで案件の逐條的な審議に入り法理論的な検討を行い、警察行政に関して国は地方自治体にその事務を包括的に委任しており、風紀取締の行政は地方団体の仕事であり自治法に基いて違法者に対する罰則規定を設け得ることのできることを解し諒承した。

又公安委員会に質しその疑点を明らかにすることが出来た。次いで各都市の条例を参考とし、各條の細部を検討したが、また大阪警視庁並に検察庁などの意見をきき入れ草案に万全を期せられたものであるため本案を承認した。

次いで本年度一般会計追加更正予算案」中警察費の審議に移り三百七十一万二千円の追加は吏員十名増加の人件費百五万二千円及び派出所設置費百六十六万円と機動力増強のための警察自動車購入費百万円であり、現況に即したやむを得ないものであると共にその予定見積に積算の根拠が明らかなのでこれを承認した。

最後に委員会の希望として条例実施に当つては慎重を期せられ人権を尊重し行き過ぎにならないようまた現行犯について断乎として取締り本市の善良な風俗の維持のため最善の努力を強く要望した。

（其の他の委員会報告は二面）

人事異動

技師　村田良介
嘱託　神部誠二
命市立病院勤務　（九月一日付）
嘱託　府川栄吉
命秘書課勤務　（九月十六日付）
村尾静明
任八尾市公平委員会委員　（九月二十六日付）

台風13號

被害總額約五千万圓
被災者に市税減免

九月二十五日の台風第十三号は近畿各地を荒し中部及東北地方を通過したが本市の台風の被害は次の通り

市内の中小学校及幼稚園の屋根瓦硝子、天井の破損あるもの一九ケ所その損害額七七万円、

市庁舎及各施設における、損害は約五〇万円

災害者総数九、〇五七名

重傷者　一名、軽傷者　一名

家屋被害（一、八一一戸　家族数九、〇五五名）

全壊一戸（家族数五名）

半壊九四戸（同四七〇名）

床上浸水三五九戸（同一、七九五名）

床下浸水一、三五七戸（同六、七八五名）

農業被害

田畑冠水　二九二町歩

稲倒伏　一三六六反

蔬菜　三二〇反

計　三、六五六万円

用水路河川関係　一、二一〇万円

土木関係　四六五万円

なお本被害者に対して当市では左記の基準により昭和二十八年度の市民税および固定資産税の減免を行う事になりましたので該当者は減免申請書（用紙は税務課にあります）および被害を証明する書類（福祉事務所で発行します）を添えて十月三十一日までに税務課へ提出して下さい。

基準

一、減免を受ける者の範囲

1、市民税

台風第十三号による風水害「以下災害という」により倒壊又は半壊した家屋および床上浸水した家屋の使用者

2、固定資産税

イ災害により倒壊又は半壊した家屋および床上浸水した家屋所有者

ロ農地であつて災害により甚大な損害のあつた農地の所有者

全壊及び半壊の判定基準

1、全壊とは居住又は本来の使途に使用不能のもので

イ家屋が倒壊し、解体しなければそのままで復旧困難なもの

ロ家屋が甚しく傾斜しその解体を必要とするもの

2、半壊とは居住又は本来の使途に重大な支障を来たしもの

イ小屋組（野地板、たるき材、合掌、梁等によりなる部分）大部分損壊したもの

ロ屋根壁部の大部分を破壊したもので照、風、雨、露をしのぎ得なくなつたもの

二、市民税の減免限度

区分　種類　被害程度		減免の限度			
		個人			
		均等割	所得税		
			20万円以下前年の所得	30万円以下（〃）	30万円を超える（〃）
家屋（住家のみ）	全壊	免除	免除	八割以内軽減	五割以内軽減
	半壊	免除	六割以内軽減	三割以内軽減	一割以内軽減
床上浸水		五〇〇円以内軽減			

法人・個人の所有する事務所・事業所・工場・倉庫等で市内にあり浸水のため甚大な損害を受けた場合はその均等割額の範囲内で第一項と併せ軽減適用する。

三、固定資産税の減免限度

種類	損害の限度	減免の限度
土地	農地であつて甚大な被害を受けたもの	当該土地に係る固定資産税額損害の程度に応じ軽減
家屋	全壊したもの	当該家屋に係る固定資産税額免除
	半壊したもの	当該家屋に係る固定資産税額損害の程度に応じ軽減
	床上浸水したもの	当該家屋に係る固定資産税額の一割減

"お母さん教室"の公開録音

商工まつり
十一日より大賣出し

例年行う「八尾市商工まつり」は今年も来る十一日から十八日までの一週間、当市と商工会議所、商業連合会の共催で行われる。

この期間中は市内各商店とも一せいに大売出しを行い、賞品総額一〇〇万円を出す。また商工まつりの期間中は朝日放送の公開録音「お母さん教室」など多彩な行事をくりひろげます。

商工まつり（行事予定）　10月11日―18日

市内全商店　大売出し、美術展産業展覧会、珠算会（商工会館にて）

11日　打上花火（一日中）のど自慢（渋川神社午後六時）

12日　のど自慢（山本神社午後六時）

31日　ABC公開録音「お母さん教室」（龍華小学校午後二時）

14日　映画「お茶漬の味」（大正小学校午後六時）

15日　浪曲音頭大会（常光寺午後六時）打上花火（一日中）

16日　のど自慢（久宝寺駅前公園午後六時）

17日　日本舞踊（八尾小学校午後一時）映画「柳生の兄弟」（西郡小学校午後六時）

18日　お好み演藝会　八尾、龍華小学校午後一時　八尾、山本小学校午後六時　映画「柳生の兄弟」（久宝寺小学校）

なお期間中、商工会館で行われる美術展えの出品者は左の通り。（順序不同）

○刻字　橋本松洞○彫刻（小物）夏岡竹風○彫型水島弘一○日本画湯川松洞○書道星川明道○書画、楽焼き樋口雪峰の各氏

十月十六日から実施
ヂフテリア　百日咳　予防注射

当市では別表の日割によりヂフテリアと百日咳予防注射を行います。ヂフテリアは予防注射によつて殆ど予防することが出来ます。又予防注射を受けて病気に罹つても非常に軽くて済みます。可愛いお子さんに是非予防注射を受けて恐ろしい病魔から守りましよう。

注射を受ける人

チフテリア

1昭和廿七年五月一日から昭和廿八年四月廿日迄に出生した人。

2昭和廿二年四月一日から昭和廿三年三月廿一日迄に出生した人

百日咳

昭和廿七年九月一日から昭和廿八年七月廿一日までに出生した人。

注、該当者には各々通知書を発送しますが通知を受けなかつた人でも受けられますから最寄の場所へ来て下さい。

注射実費

ヂフテリア

（初めて受ける人）初回免疫（三回）　三十円

（以前定期に受けた人）追加免疫（一回）　十円

百日咳

初回免疫（五回）　百円

追加免疫（一回）　三十円

百日咳およびヂフテリア予防注射実施日程

時間　午前一時より四時まで

実施場所	第一回	第二回	第三回
竹渕小学校	十月十六日（金）	十一月九日（月）	十二月二日（水）
龍華出張所 大正小学校	同　十九日（月）	同　十日（火）	同　三日（木）
大正中学校 称念寺	同　二十日（火）	同　十一日（水）	同　四日（金）
安中小学校	同　二十一日（水）	同　十二日（木）	同　七日（月）
山本クラブ	同　二十二日（木）	同　十三日（金）	同　八日（火）
山本小学校 西郡診療所	同　二十三日（金）	同　十六日（月）	同　九日（水）
八尾中学校	同　二十六日（月）	同　十七日（火）	同　十日（木）
久宝寺小学校	同　二十七日（火）	同　十八日（水）	同　十一日（金）
久宝洋裁学院	同　二十八日（水）	同　十九日（木）	同　十四日（月）
八尾公民館	同　二十九日（木）	同　二十日（金）	同　十五日（火）
八尾小学校	同　三十日（金）	同　二十四日（火）	同　十六日（水）

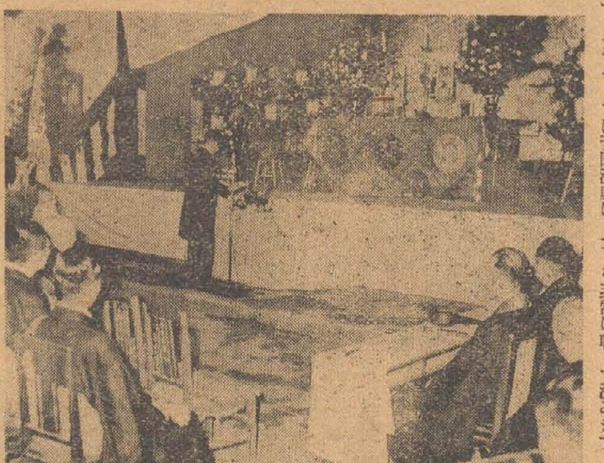

一、三七〇柱の英霊
しめやかに慰霊祭

当市の出身一千三百七十柱の英霊をまつる戦没者慰霊祭は秋雨のそぼ降る九月二十三日秋分の日午後一時をトして、八尾小学校講堂内の特設慰霊祭式場に遺族、来賓一千余名を迎えて、しめやかに行われた。

式は厳かな奏楽裡にはじまり、市長（古藤助役代理）をはじめ石田市会議長、赤間大阪府知事、野村府会議員、杉大阪府遺族連盟会長、村井遺族連盟八尾支部長から弔辞が捧げられ、次いで読経の中に戦没者のめい福を祈る遺族、来賓の焼香が行われ、式は午後三時終了した。＝弔辞を読む古藤助役＝

公民館だより

第三期　成人学級　青年学級

○受講者は中学卒業以上

受講者募集

○月謝不用

○用具、テキスト代実費自弁

○申込　市立公民館

○締切　十月十日

成人学級　会場公民館　午後六時

科目	毎週	講師
珠算	月	早田裕嗣先生
速記	火、金	米田好兼先生
編物	水	氏野登美子先生
書道	木	辻本九華先生

青年学級

会場　郷土史及び珠算は願立寺　電気ラヂオ、書道は正徹寺　午後七時半

科目	毎週	講師
珠算	火、木	早田裕嗣先生
郷土史	水	西岡三四郎先生
電気ラヂオ	金	金沢精一先生
書道	土	樋口雪峰先生

「千羽鶴」研究会

十月十六日（金）午後七時半より公民館にて川端康成氏作の「千羽鶴」につき研究読書会を開きます。文学、演劇愛好家はぜひお集り下さい。

困難を排し施設充實
文教委員會

教育委員会費、小学校費、幼稚園費、教育振興費など合計百七十一万二千五百円に達する予算額は現状の推移から見てやむを得ざる経費として了承。講堂建設費二千八百万円は各委員よりその構想並びに計画に異論をはさむ処かむしろ市長の深慮を高く評価するところではあるが、財政的に他の行政部面に及ぼす影響などからして、誠に憂慮に堪えざるものがあること、また現在らず高く積み上げられておる文教施設の未完成及び各中小学校の校内施設及び教材器具の不完全などの現況の解決策並びに目前に迫る重要案件の見通しなどにつき次のような質疑応答があつた。

一、成法中学校の現在の工事実状から推して本年度中に実行出来る内容と完成の時期。

二、龍華小学校分離教室の年度中に実行出来る内容と完成の時期

三、本年当初予算議会で問題となつた幼稚園の定数条例改正の計画とその実行に当つて生じる過剰入園児を防ぐための私立幼稚園の設立に対する育成助長の計画及び方針

四、取残された久宝寺小学校及び新築分離する龍華小学校、成法中学校の講堂問題

五、中小学校を通じての特別教室図書室の充実計画など

六、幼稚園を含めた中小学校の教材教具その他備品の完備、

以上の質問に対して次の答弁があつた。

▽成法中学校、龍華小学校については両校とも今年度中に成法中学二十教室、龍華小学校十六教室を完成し引続き二十九年度当初予算に残部全額の予算を計上し、この完遂を図る。

▽幼稚園問題については次回の市会開催までに適当かつ意義ある対応策を推進して協議する。

▽久宝寺小学校、龍華小学校、成法中学の講堂は財政が整い次第引続きこの完成を図る。

▽中、小学校を通じて特別教室については逐次進展を計り充実完備する。

▽幼稚園を含めた小、中学校の教材、教具備品の充実については教室、講堂の完備と共に財政の許す範囲内に於て全力を傾注して充実に努める。

最後に講堂建設に当つては、今回の財政措置そのものが有形とはいいながら、誠にきじやくなものであり、又徴収の非常に困難な滞納税を根幹としているだけに、四校講堂の同時着工の歩調のむつかしく財源の困難を伴い、如何なる方策によつて之を進めるかという問題は市長も本予算案通過後に早急に教育委員及び文教委員と理事者が詳細、綿密な協議をなし、確実かつできるだけ平易な手段方法を以て建設に当りたいと思うと答弁があつた。

公園増設と給水の円滑
建設委員會

議案第五十七号一般会計土木費追加額百四十一万六千円は土木職員費に於て嘱託二名の旅費の不足額の追加であり、公園事業費に於て渋川神社境内児童公園設置にともない板垣工事に対する必要経費と久宝寺、顕証寺境内児童公園新設に要する経費を追加計上水防費百万円は大和川右岸水害予防組合の負担金であり、これらについて十分審議した結果、原案可決をとした。

次に上水道事業費追加更正予算では先ず才入の部では、八月分より実施された上水道使用料金の値上による増収、給水工事の収入増であり、使用料の増収はメーターの取替九〇％完了による増収等がその主なる原因である。

また才出面では給水戸数の増加に伴う業務の円滑なる実施のための人員増に要する人件費、又給水修繕工事の迅速適正を期するため三輪自動車の購入費今後必要とする量水器の修繕料並に購入費の追加であり、詳細に審議し、今回の追加額は七百六十四万九千円にのぼる大きな追加ではあるが才入面も安定した増収と認められるので原案可決を可と決定した。

完納による施策具現
財政總務委員會

議案第四七号（市職員定数条例中一部改正の件）は、市会事務局の現職員数では事務が繁雑を加えその処理に忙殺されているから敏速且つ正確に処理さす意味で本件は承認した。

議案第四八号（市報酬及び費用弁償条例中一部改正）は直接我々にも関係がある問題で、慎重に之を審議し、市理事者に十分質した結果経済情勢により、委員会の事務も繁雑を極めている現状であるとのことにこれを認めた。

議案第五十号（市役所出張所設置条例中一部改正）は校区との密接なる関係もあり教育長の出席を求め地域変更による校区との関係の詳細な説明を聞き将来につき根本的な検討をうながすと共に、農政行政との関係も十分考慮に入れ合理的に運営をするよう申添え更に今後共一層市民の世論を喚起して出張所の所轄区域を定めるよう希望して、本案を認めた。

議案第五十三号（市警察基本条例中一部改正）は警備力の強化の点から見て、最低限度十名の増員を認めた。

次に議案第五十四号（市風紀取締条例制定）は条例案中第六條を削除して制定することに同意した。

議案第五十六号（不動産寄附収受）は寄附申出の通り、之を承認した。

議案第五十七号（一般会計追加更正予算案）は第一に才入面では今般計上された講堂建設費二千八百万円の財源は滞納繰越分で賄う関係上相当徴税面で困難であるが市会並びに市民各位の協力により、是非共完遂し、講堂を建設し度い。不幸にして徴税が予定された額に違せない場合は、資金の借入を行つても実行致したいとの決意の表明があり、了承した。

第二に年末等に増加する支出に対して才入の見通しについては本年度才出予算合計は前年度の決算の三十二パーセントの増加であり才入面では、案外市税は延びず、財源的に困難な状態であるが、これを克服し、赤字を出さぬよう、市民の要望する行政面に重点を置き、本追加更正予算を編成したが極力徴税の成績を確保して収支のバランスをとりたいとの決意ある答弁によりこれを了承した。

第三は、市税を徴収する態度について説明を求めたが理事者より「市民各位の納税意欲の高揚とその税に対す啓蒙運動により徹底的に徴税し、正直者が馬鹿を見ないよう、十二分に留意し市民の反感を買わぬ様に万全を期したい」と答弁ありこれを了承した。

第四に、その他の才入面も総べて適正、且つ妥当な確実な財源と認め原案を了承した。

又才出面の議会費、市役所費、財産費、諸支出金等も慎重に検討し何れも必要と認め、原案を了承した。

その他の警察消防費、土木費、教育費、社会及び労働施設費は、各専門委員会で十分審議されているため、重点的に賛し了解した。

巡回消防訓練始まる
十一日より六日間

消防強化のため本年度事業として計画されていたジープ消防ポンプの新車を始め、ウエポン・タンク車の改装も完了して第一戦警備のため配置されたのでこの強力ポンプ自動車三台により次の市内各地を巡回して放水訓練を行いますから多数市民が参観されるようお知らせします。

日	時	場所
十月十二日	午前九時	太田北口
	同　十時	南木ノ本北口附近
同　十三日	午前九時	西郡児童公園附近
	同　十時	萱振府営住宅附近
同　十四日	午前九時	久宝寺中学校
	同　十時	大信寺本町橋附近
同　十五日	午前九時	龍華水源地附近
	同　十時	渋川神社北側
同　十六日	午前九時	亀井橋附近
	同　十時	竹渕地区巡行
同　十七日	午前九時	南山本球場附近
	同　十時	小阪合神社跡附近

訓練期間中サイレンを吹鳴しますから火災と間違ないようご承知願います。

十月分の米の配給　この月の一般家庭用配給米は、次の通り十五日分です。

第一回　内地米　六日分

第二回　外米　三日分

第三回　内地米　六日分